神戸学院大学任期付教員任用規程運用細則(抜粋)

(任用方式)

第3条 任期付教員は、規程第5条により、所定の契約書を用いて、契約により任用するものとする。

(勤務)

- 第5条 レクチャラーは、学部長、研究科長、センター所長又はユニット長(以下「所属長」という。)の 指示を受け、主として次に定める任務に当たるものとする。
  - (1) 授業の担当(研究を含む)
  - (2) 学生に対する正課教育、正課外教育及び研究指導
  - (3) 所属長が必要とする場合は、教授会、研究科委員会、センター委員会、共通教育等運営委員会又はユニット会議への出席
  - (4) FD及び教育指導に関する会議への出席
  - (5) 担当科目の定期試験監督及びオフィスアワーの実施
  - (6) 入学試験及びこれに関連する業務
  - (7) その他所属長が命ずる業務
- 2 リサーチャーは、学部長又は研究科長の指示を受けて、主として、研究及び研究の補助に当たる ものとする。ただし、年間80時間以内の実習補助等を含むとともに、入学試験及び関連する業務 も担当するものとする。

(勤務時間)

- 第8条 任期付教員の所定の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について40時間以内とする。
- 2 勤務時間の割り振りについては、当該学部教授会、当該研究科委員会又は共通教育センター 人事委員会の議を経て所属長の申し出に基づき学長が定める。
- 3 業務の性質上その遂行方法を大幅に当該業務に従事する任期付教育の裁量に委ねる必要のある者については、専門業務型裁量労働制を適用することがある。
- 4 前項の専門業務型裁量労働制に必要な事項については、労使協定の定めによるものとし、専門 業務型裁量労働制は、労使協定で定める対象任期付教育に適用する。
- 5 前項で適用する任期付教員(以下「裁量労働適用者」という。)が、所定労働日に勤務した場合には、第 I 項に規定する勤務時間にかかわらず、労使協定で定める時間を労働したものとみなす。

- 6 裁量労働適用者の始業・終業時刻は、業務遂行の必要に応じ、裁量労働適用者の裁量により 具体的な時間配分を決定するものとする。
- 7 裁量労働適用者の休憩時間は、裁量労働適用者の裁量により設定できるものとする。
- 8 裁量労働適用者が、休日又は深夜に労働する場合については、あらかじめ所属長の許可を受けなければならないものとする。

(休日)

第9条 任期付教員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日(法定休日とする。)
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休暇3日(毎年6月末日までに時季を特定して任期付教員に通知する。)
- (4) 年末年始休暇(12月29日~1月4日)
- (5) 創立記念日(1月23日)
- 2 業務の都合でやむを得ない場合は、前項に定める休日に勤務を命ずるときがある。
- 3 前項の定めにより休日に勤務した場合は、代休又は振替休日を与えることとする。ただし、代休日及び振替休日は無給とする。

(給与等)

第24条 任期付教員に対する給与等は別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 給与は、レクチャラーについては、契約した毎週の責任授業担当持ちコマ数に応じた金額(年俸制)とし、リサーチャーについては契約した金額(年俸制)とする。
- 3 給与は、全額通貨で直接任期付教員にその内訳を示してこれを支払う。ただし、労使協定の定めにより控除が認められたもの及び法令に規定されたものは控除する。
- 4 本人の同意を得た場合、本人が指定する銀行又はその他金融機関の本人名義の預金口座へ の振り込みにより支払うことができる。
- 5 給与は、別表2のとおりとし、その月の25日に支給する。ただし、支給日が、日曜日、祝日及び休日に当たる場合は、1日ずつ繰り上げて支給する。

(個人配当教育·研究費)

第24条の2 個人配当教育・研究費は、レクチャラーについては、専任教育職員の2分の I 未満とし、リサーチャーについては、実験助手と同額とする。ただし、個人配当教育・研究費奨励金についてはこの限りではない。

## (退職手当)

第25条 退職手当は支給しないものとする。

## (業績評価)

第34条 規程第6条に定める業績評価については次のとおりとする。

- (1) レクチャラーは、教育活動に関する事項とする。
- (2) リサーチャーは、研究及び研究補助活動に関する事項とする。
- 2 業績評価基準は別に定める。

## (退職)

第35条 任期付教員が、次の各号の一に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 契約期間が満了したとき。
- (3) 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき又は第33条第2項により復職が相当でないと認められるとき。
- (4) 任期付教員がやむを得ない事由により解約を申し出て、承認されたとき。
- 2 任期付教員が退職し、又は契約を解約された場合は、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金又は退職の事由(解約の場合は解約事由)を記載した証明書を交付する。
- 3 規程第2条にかかわらず、任期付教員の契約期間は満70歳の年度末を超えることはできない。

#### 別表I

区分	職名	毎週の責任授業担当持ちコマ数(通年換			備考
名称		算)			
		8コマ	6コマ	4コマ	
レクチャラー(5	教授	1,000万円	800万円	600万円	I期目
年契約)		1,030万円	824万円	618万円	再任用時
	准教授	800万円	640万円	480万円	I期目
		824万円	659万円	494万円	再任用時
	講師	600万円	480万円		I期目
		618万円	494万円		再任用時

区分名称	職名	金額	備	考
リサーチャー(5	助手	500万円	I期目	博士の学位
年契約)		515万円	再任用時	取得者

# 別表2

区分	支給額	備考
本俸(年俸制)	契約金額の 2分の を毎月25日に支	12分の の金額に 00円未満の端数
	払う	を生じた場合は、これを100円単位に切
		り上げるものとする
扶養手当	神戸学院大学職員給与規程による	
住宅手当		
通勤手当		
海外実習引率手	神戸学院大学職員給与規程に規定さ	海外実習引率の任務にあたった場合に
当付加手当	れている海外実習引率手当に増担手	支給する
	当の半期1コマ相当額を加算する	
入試手当	専任教育職員に準じた金額を支払う	第5条第1項第6号の任務にあたった場
	ただし、入試問題委員の任務にあたっ	合に支給する
	た者については、増担手当の半期1コ	
	マ相当額を加算する	